三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和８年１１月１２日

三豊市長　山下　昭史

三豊市告示第２３０号

三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱の一部を改正する告示

三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱（令和5年三豊市告示第154号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条　この告示は、ひとり親家庭の経済的安定及び福祉の向上を図るため、ひとり親が児童の父又は母から受け取るべき養育費の未払いが発生した場合に、養育費の立替払、督促回収等を行うことを定めた養育費保証契約を保証会社　と締結する際に要する保証料に対し、三豊市養育費保証契約保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三豊市補助金等の交付手続に関する規則（平成18年三豊市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条　この告示は、ひとり親家庭の経済的安定及び福祉の向上を図るため、ひとり親が児童の父又は母から受け取るべき養育費の未払いが発生した場合に、その立替払　、督促回収等を行うことを定めた養育費保証契約を保証会社等と締結する際に要する費用　に対し、三豊市養育費保証契約保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三豊市補助金等の交付手続に関する規則（平成18年三豊市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　児童　児童扶養手当法（昭和46年法律第73号）第3条第1項に規定する児童　をいう。 ⑵　ひとり親　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で、養育費の取り決めの対象となる児童を現に養育しているものをいう。 ⑶　保証会社　　養育費の支払義務者に代わって立替え又は支払義務者からの回収を業として行う　保証会社　をいう。 ⑷　養育費保証契約　ひとり親が保証会社　と締結した養育費の立替払、督促、回収等に関する契約をいう。 ⑸　公正証書等　養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書その他の民事執行法（昭	（定義） 第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　ひとり親　現に児童を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父である者をいう。この場合において、事実婚は含まない。 ⑵　児童　児童扶養手当法（昭和46年法律第73号）第3条第1項に規定する児童　をいう。 ⑶　保証会社等　養育費の支払義務者に代わって立替え又は支払義務者からの回収を業として行うことを認められた保証会社又は弁護士をいう。 ⑷　養育費保証契約　ひとり親が保証会社等と締結した養育費の立替払、督促、回収等に関する契約をいう。 ⑸　公正証書等　養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書その他の債務名義として

和54年法律第4号）第22条に掲げるものをいう。	の効力を有するものをいう。
（補助対象者）	（補助対象者）
第3条　この告示による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請時に、市の区域内に住所を有するひとり親で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。	第3条　この告示による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請時に、市の区域内に住所を有するひとり親で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
⑴～⑵　略	⑴～⑵　略
⑶　保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。	⑶　保証会社等と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
⑷　過去にこの告示又は他の自治体によるこの告示と同様の補助金の交付を受けていないこと。	⑷　過去にこの告示又は他の自治体によるこの告示と同様の補助金の交付を受けていない者
⑸　略	⑸　略
（補助対象費用）	（補助対象費用）
第4条　補助金の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象者が負担した初回の保証料とする。	第4条　補助金の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、保証会社等と養育費保証契約を締結する際に要する費用で、補助対象者が負担した初回の保証料の支払に要したものとする。
（交付申請）	（交付申請）
第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養育費保証契約を締結した日の翌日から6月以内に、三豊市養育費保証契約保証料補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が期限までに提出することができないやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。	第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養育費保証契約を締結した日の翌日から6月以内に、養育費保証契約保証料補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由があるときは、この限りでない。
⑴　運転免許証等の公的身分証明書の写し	⑴　運転免許証等の公的身分証明書の写し
⑵　申請者及び補助の対象となる児童（以下「補助対象児童」という。）の戸籍謄本又は抄本　※児童扶養手当法第6条に規定する児童扶養手当の認定を受けていない場合	⑵　申請者及び補助の対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（児童扶養手当法第6条に規定する児童扶養手当の認定を受けていない場合）
⑶　申請者及び補助対象児童の世帯全員の住民票の写し	⑶　申請者及び補助の対象となる児童の世帯全員の住民票の写し
⑷　公正証書等の写し	⑷　補助対象費用の支払が確認できる領収書又はクレジットカード支払の場合は、クレジット契約証明書の写し
⑸　養育費保証契約書の写し	⑸　養育費の取決めに係る公正証書等の写し
⑹　領収書等の養育費保証契約に係る初回保証料の支払を証する書類　※補助対象費用を支払っている場合	⑹　保証会社等と契約を締結した養育費保証契約書の写し
⑺　略	⑺　略
⑻　委任状（様式第2号）　※補助金の実績報告、交付請求及び補助金の受領を保証会社に委任	

する場合	
⑼　略	⑻　略
2　前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認できるときは、当該書類の提出を省略させることができる。	2　前項の添付書類は、公簿等により確認できる場合は、その提出を省略することができる。
（削除）	3　第1項第4号の書類は、次に掲げる事項が記載されているものでなければならない。 ⑴　宛先 ⑵　領収年月日 ⑶　領収金額 ⑷　取引内容 ⑸　領収者の住所、氏名及び領収印
3　第1項第5号の書類は、次に掲げる事項が記載されているものでなければならない。 ⑴　養育費を支払う義務を有する者（以下「養育費支払義務者」という。）の氏名 ⑵　養育費を受け取る権利を有する者（以下「養育費受取権利者」という。）の氏名 ⑶　養育費の対象となる児童の氏名 ⑷　保証料の額 ⑸　契約期間	4　第1項第5号の書類は、次に掲げる事項が記載されているものでなければならない。 ⑴　養育費の取決め ⑵　強制執行認諾約款（公正証書として作成されたものに限る。）
4　第1項第6号の書類は、次に掲げる事項が記載されているものでなければならない。 ⑴　宛名 ⑵　領収年月日 ⑶　領収金額 ⑷　取引内容 ⑸　領収者の所在地、名称及び領収印	5　第1項第6号の書類は、次に掲げる事項が記載されているものでなければならない。 ⑴　養育費を支払う義務を有する者（以下「養育費支払義務者」という。）が養育費を受け取る権利を有する者（以下「養育費受取権利者」という。）に支払うべき養育費に関し、保証会社等が養育費受取権利者に対して保証していること。 ⑵　保証会社等と締結した養育費保証契約の保証期間が1年以上であること。 ⑶　養育費の対象となる児童
6　略	6　略
（交付決定） 第7条　市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。	（交付決定） 第7条　市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
2　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、三豊市養育費保証契約保証料補助金交	2　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、養育費保証契約保証料補助金交付決定

付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。	通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
3　市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、三豊市養育費保証契約保証料補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。	3　市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、養育費保証契約保証料補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
(実績報告)	(実績報告)
第8条　前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けたときは、三豊市養育費保証契約保証料補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象費用を支払っているときは、規則第8条の規定による実績報告は、第6条の申請書の提出をもってなされたものとみなす。	第8条　規則第8条の規定による実績報告は、第5条の規定による申請書の提出をもってなされたものとみなす。
2　市長は、実績報告書の提出があったときは、三豊市養育費保証契約保証料補助金確定通知書(様式第6号。)により通知するものとする。ただし、補助対象費用を支払っているときは、補助金の額の確定及び通知は、第7条第2項又は第3項の規定による決定及び通知をもってなされたものとみなす。	2　規則第9条の規定による補助金の額の確定及び通知は、前条第2項又は第3項の規定による決定及び通知をもってなされたものとみなす。
(交付請求等)	(交付請求等)
第9条　前条第2項の規定による補助金の交付確定通知を受けたときは、三豊市養育費保証契約保証料補助金交付請求書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。	第9条　第7条第2項の規定による補助金の交付決定を受けたときは、養育費保証契約保証料補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
(1)　振込先の口座番号等が確認できる書類　※申請者本人名義の口座に限る(第11条の規定により委任した場合を除く。)。	
(2)　市長が必要と認める書類	
(削除)	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
	(1)　補助金の振込先金融機関の口座番号等(申請者本人名義の口座に限る。)が確認できる書類
	(2)　債権者登録申出書
2　略	3　略
(交付決定の取消し)	(交付決定の取消し)
第10条　市長は、第7条第2項の規定による通知を行った決定の内容が変更等により補助金の対象として適当でなくなった場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。	第10条　市長は、第7条第2項の規定による通知を行った決定の内容が変更等により補助金の対象として適当でなくなった場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

2　前項の規定により当該補助金の交付決定を取り消した場合は、三豊市養育費保証契約保証料補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（委任）

第11条　申請者は、補助金の実績報告及び交付請求並びに受領の手続を保証会社に委任することができる。

（調査）

第12条　市長は、補助金の交付について必要と認めたときは、申請者又は交付の決定を受けた者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第１号（第６条関係）

年　月　日

（宛先）三豊市長

住所

氏名

電話番号

三豊市養育費保証契約保証料補助金交付申請書

三豊市養育費保証契約保証料補助金の交付を受けたいので、三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	氏名	続柄	生年月日	備考
家族の状況			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
ひとり親となった日付	年　月　日			
補助金交付申請額	円　※上限５万円			

【添付書類】

□運転免許証等の公的身分証明書の写し

□申請者及び補助の対象となる児童の戸籍謄本又は抄本　※児童扶養手当の認定を受けていない場合

□養育費の取決めに係る公正証書等の写し

□保証会社等と契約を締結した養育費保証契約書の写し

□領収書等の養育費保証契約に係る初回保証料の支払いを証する書類の写し　※補助対象費用を支払っている場合

□個人情報の取り扱いに係る同意をしない場合

□世帯全員の住民票（申請者・児童）

□市税に係る完納証明書（申請者）

□その他（　　）

【個人情報の取扱い に係る同意書】

補助金の申請に当たり、私が三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第３条に規定する補助対象者であることについて、市が保有する公簿等により職員が確認することに同意します。

年　月　日

氏名

※この同意書により照会する個人情報は、他の目的に使用することはありません。

2　前項の規定により当該補助金の交付決定を取り消した場合は、養育費保証契約保証料補助金交付決定取消通知書　（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の交付に関する調査）

第11条　市長は、補助金の交付について必要と認めたときは、申請者又は交付の決定を受けた者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

（その他）

第12条　この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第１号（第６条関係）

年　月　日

三豊市長　　様

住所

氏名

電話番号

養育費保証契約保証料補助金交付申請書

養育費保証契約保証料補助金　の交付を受けたいので、三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	氏名	続柄	生年月日	備考
家族の状況			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
ひとり親となった日付	年　月　日			
補助金交付申請額	円　※上限は５万円			

【添付書類】

□運転免許証等の公的身分証明書の写し

□申請者及び補助の対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（児童扶養手当の認定を受けていない場合）

□補助対象費用の支払が確認できる領収書又はクレジットカード支払の場合はクレジット契約証明書の写し

□養育費の取決めに係る公正証書等の写し

□保証会社等と契約を締結した養育費保証契約書の写し

□個人情報の取り扱いに係る同意をしない場合

□世帯全員の住民票の写し（申請者・児童）

□市税に係る完納証明書（申請者）

□その他（　　）

【個人情報の取り扱い に係る同意書】

補助金の交付に当たり、私が同要綱第３条に規定する補助対象者であることについて、市が保有する公簿等により職員が確認することに同意します。

年　月　日

氏名

※この同意書により照会する個人情報は、他の目的に使用することはありません。

様式第２号（第６条関係）

年　月　日

委任状

（宛先）三豊市長

申請者（委任者）	住所	
	氏名	
	電話番号	

私は下記の者を代理人と定めます。

代理人	所在地	
	法人名	
	代表者職氏名	

私は上記の代理人に下記の手続きを委任します。

補助金名	三豊市養育費保証契約保証料補助金
委任事項	□ 実績報告 □ 交付請求 □ 受領

市確認	契約締結日　　年　月　日

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　月　日

様

三豊市長　　印

三豊市養育費保証契約保証料補助金交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった三豊市養育費保証契約保証料補助金について、下記のとおり決定したので三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

交付決定金額	円
交付の条件	(1)　この補助金の使途について、必要に応じ報告を求め検査することがあります。 (2)　この補助金の申請内容に変更が生じたときは、速やかに報告してください。

【問合せ連絡先】

様式第２号（第７条関係）

第　　号
年　月　日

様

三豊市長　　印

養育費保証契約保証料補助金交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった養育費保証契約保証料補助金　　について、下記のとおり決定したので三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

交付決定金額	円
交付の条件	（１）この補助金の使途について、必要に応じ報告を求め検査することがあります。 （２）この補助金の申請内容に変更が生じたときは、速やかに報告してください。

【問合せ連絡先】

様式第４号（第７条関係）

第　　号
年　月　日

様

三豊市長　　印

三豊市養育費保証契約保証料補助金不交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった三豊市養育費保証契約保証料補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第７条第３項の規定により通知します。

記

交付申請金額	円
理由	

【問合せ連絡先】

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　月　日

様

三豊市長　　印

養育費保証契約保証料補助金不交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった養育費保証契約保証料補助金　　について、下記のとおり交付しないことと決定したので三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第７条第３項の規定により通知します。

記

交付申請金額	円
理由	

【問合せ連絡先】

様式第５号（第８条関係）

年　月　日

（宛先）三豊市長

所在地

氏名（法人名）

代表者職・氏名

三豊市養育費保証契約保証料補助金実績報告書

三豊市養育費保証契約保証料補助金について、三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

保証契約締結者氏名	
保証契約締結日	年　月　日
初回保証料	円
備考	

様式第６号（第８条関係）

第　　号
年　月　日

様

三豊市長　　印

三豊市養育費保証契約保証料補助金確定通知書

　　年　月　日付で申請のあった三豊市養育費保証契約保証料補助金の交付については、次のとおり確定したので、三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第８条２項の規定により通知します。

記

保証契約締結者氏名	
交付確定金額	円

【問合せ連絡先】

様式第７号（第９条関係）

年　月　日

（宛先）三豊市長

住所（法人の所在地）
氏名（法人の名称）
電話番号

三豊市養育費保証契約保証料補助金交付請求書

三豊市養育費保証契約保証料補助金について交付を受けたいので、三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第９条第１項の規定により次のとおり請求します。

保証契約締結者氏名		
請求金額	円	
振込先口座	金融機関名	口座番号
	支店名等	口座名義人（カナ）

※添付書類
交付請求手続を委任していない場合は、次の書類を添付してください。
１　振込先の口座番号等が確認できる書類（申請者名義の口座に限る。）
２　債権者登録申出書

様式第４号（第９条関係）

年　月　日

三豊市長　　様

住所
氏名
電話番号

養育費保証契約保証料補助金交付請求書

年　月　日付け第　号で交付の決定をした養育費保証契約保証料補助金について交付を受けたいので、三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第９条の規定により次のとおり請求します。

請求金額	円	
振込先口座	金融機関名	口座番号
	本・支店名	口座名義人（カナ）
添付書類	□通帳の写し等の補助金を振り込みする金融機関の口座（申請者本人名義の口座に限る。）が分かる書類 □債権者登録申出書（三豊市様式）	

様式第８号（第１０条関係）

第　　号
年　月　日

様

三豊市長　　印

三豊市養育費保証契約保証料補助金交付決定取消通知書

年　月　日付け第　号で交付決定した三豊市養育費保証契約保証料補助金について、下記のとおり取り消したので三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第１０条第２項の規定により通知します。

記

交付決定額	円
取消理由	

【問合せ連絡先】

様式第５号（第１０条関係）

第　　号
年　月　日

様

三豊市長　　印

養育費保証契約保証料補助金交付決定取消通知書

年　月　日付け第　号で交付決定した養育費保証契約保証料補助金について、下記のとおり取り消したので三豊市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第１０条第２項の規定により通知します。

記

交付決定額	円
取消理由	

【お問い合せ連絡先】

附　則

この告示は、公表の日から施行し、令和８年７月１日から適用する。